

## 岩手県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（案）の概要

### 第1 広域計画の概要

#### 1 経緯

- ・平成19年2月1日  
岩手県後期高齢者医療広域連合設立
- ・平成19年11月  
「第1次広域計画」策定
- ・平成20年4月1日  
「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行、後期高齢者医療制度開始
- ・平成21年11月  
国が本制度を廃止する方針を決定し、厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議設置  
(22年12月 最終とりまとめ)
- ・平成23年12月  
社会保障審議会医療保険部会「十分な議論と準備期間の必要がある」
- ・平成24年8月  
社会保障制度改革推進法における与野党間の確認書「必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること」  
→ 当面、当該制度は継続
- ・平成27年5月  
「医療制度改革関連法」施行、平成30年度から、国民健康保険は財政運営の責任主体を都道府県に移管。  
法施行に係る衆・参両議院の附帯決議では、持続可能な医療保険制度の確立に向けた更なる制度改革の促進。負担の公平性等から高齢者医療制度を含めた医療保険制度体系に関する検討を行うなど適切な措置を講ずるべき

#### 2 第3次広域計画の趣旨

- ・地方自治法第291条の7の規定に基づき策定する計画
- ・現状と課題を踏まえ策定
- ・広域連合と市町村の相互に役割を果たしながら処理する事項などについて定める

#### 3 第3次広域計画の項目

- (1) 本制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務に関すること
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること

### 第2 制度運営の現状と課題

#### 1 背景

- (1) 被保険者数の推移について
  - ・平成27年度末で約21万人
  - ・制度施行（20年4月）以来、約2万6千人、14.3%の増加

→ 全国増加率（24.2%）を下回っているものの、今後も当面の間、増加し続けるものと見込まれる

## (2) 医療費の推移について

- ・平成27年度で約1,598億円
- ・ここ2年間の増加率は平均約1.5%

→ 全国平均の増加率（年約3.5%）と比べ緩やかながらも増加しており、今後も増加し続けるものと見込まれる

## 2 現状と課題

### (1) 保険料及び収納率について

(現状)

- ・平成26年度に制度発足以来初めて料率改定を実施
- ・保険料率は、全国との比較では2番目に低い水準
- ・収納率は、各年度とも全国平均を上回って推移

(課題)

- ・今後も急激な保険料負担の変動が生じないように配慮する必要
- ・財源の確保に向けた取り組みの推進、医療費の動向などを注視
- ・被保険者の保険料負担の公平性を確保するため、目標収納率の達成、更なる滞納解消

### (2) 医療費適正化の取組みについて

(現状)

- ・医療費適正化のため、診療報酬明細書等の再点検、医療費通知と適正受診、ジェネリック医薬品の利用促進などの取組みを実施

(課題)

- ・更なる医療費適正化の推進のため、従来の事業を強化
- ・より効果的な取り組み

### (3) 高齢者の健康づくりの取組みについて

(現状)

- ・健康診査受診率は全国平均を上回って推移
- ・歯科健診事業は平成22年度から実施
- ・市町村により健診の受診率に格差
- ・健康診査の結果や診療報酬明細書のデータを活用が可能となっていることから、保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定

(課題)

- ・健康診査受診率の市町村間の格差を是正しながら、更なる受診率の向上を図る
- ・健康保持増進を図るため市町村と連携、より一層効果的かつ多様な事業への取組み
- ・蓄積データを基にした岩手県の疾病の傾向や県内での地域的な傾向等の把握のほか、疾病の重症化の恐れのある被保険者を抽出し、指導等を行うなどの取組み

### (4) 広域連合の運営体制について

(現状)

- ・広域連合運営協議会、市町村の制度担当課長で組織する広域連合業務運営委員会を設置

- ・事務局体制は東日本大震災後、平成25年度に体制、派遣ルールを見直し、現在2課1室、21名の職員で運営

(課題)

- ・東日本大震災による被災市町村からの職員派遣がなおも困難な状況
- ・県内自治体の行政改革による職員数削減など、職員数の確保が難しい状況
- ・被災市町村の復興の状況を見極めながら、併せて事務のより一層の効率化の必要性

#### (5) 広報・相談活動について

(現状)

- ・制度周知のため、小冊子の作成、ホームページの開設、新聞広告、テレビやラジオ等のメディアの活用
- ・市町村広報でも制度等に関する周知

(課題)

- ・市町村、県、関係機関とより一層の連携、役割分担し、効果的な広報活動に努める必要

### 第3 制度実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務

#### 1 基本方針

「広域連合及び市町村は、相互に協力しながら、効率的かつ適正に業務を行い、本制度の健全かつ円滑な運営を図ります。」

#### 2 制度運営の取組方針

##### (1) 健全な財政運営

- ・医療給付費等、的確な所要額の推計と、それに合わせた歳入の計画、事務経費の効率化による健全な財政運営
- ・収納対策実施計画に基づき、市町村と連携し保険料の収納率向上を図る

##### (2) 医療費の適正化

- ・医療費適正に資する取組みとして、レセプト点検、第三者行為求償、ジェネリック医薬品の使用促進、重複頻回受診者訪問指導事業及び医療費通知等を実施
- ・実施した事業の効果を検証

##### (3) 健康づくり、疾病重症化等予防の推進

- ・広域連合と市町村が連携し、実施してきた健康診査事業及び歯科健診事業、長寿・健康増進事業の効果的な実施
- ・データヘルス計画において実施することとしている糖尿病性腎症重症化予防事業、低栄養改善訪問指導事業などの新たな事業への取組み

##### (4) 事務の効率化

- ・広域連合と市町村の連携を図るため、研修、説明会等の実施による事務処理のノウハウの蓄積・共有化
- ・被保険者に対する迅速かつ的確なサービスの提供、効率的な事務処理

##### (5) 広報・相談活動の充実

- ・市町村、県等関係機関と連携し、制度周知リーフレットの作成、配布
- ・市町村広報誌への掲載、広域連合、市町村等のホームページによる情報提供など、各種の

広報媒体の活用

- ・広域連合及び市町村における対応のノウハウや先進事例の情報提供・共有化

**(6) 制度改革等への適切な対応**

- ・平成30年度の国民健康保険等制度改正以降の、高齢者医療制度を含めた更なる制度改革に対し、国の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応
- ・新たな制度へ移行の際には、被保険者等に混乱が生じないように、制度周知の徹底等、円滑な制度移行に努める

**3 広域連合及び市町村が行う事務**

基本方針、取組方針に基づき、高齢者医療確保法に規定する事務のうち、規約第4条に基づき、以下の事務を行う

**(1) 被保険者の資格の管理に関する事務**

- (広域連合) 被保険者台帳による被保険者資格情報の管理、被保険者資格の認定、被保険者証・被保険者資格証明書の交付決定
- (市町村) 被保険者に関する情報(住民基本台帳の情報等)の広域連合への提供、資格管理に関する申請、届出の受付、被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し及び返還等の事務

**(2) 医療給付に関する事務**

- (広域連合) 高齢者医療確保法第56条に規定する医療給付(後期高齢者医療給付)
- (市町村) 医療給付に関する申請、届出の受付、証明書の引渡し等窓口業務

**(3) 保険料に関する事務**

- (広域連合) 保険料率の決定、保険料の賦課決定、減免・徴収猶予の決定
- (市町村) 被保険者等の所得情報の提供、保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付、賦課した保険料の徴収事務、滞納整理事務、徴収した保険料の広域連合への納入

**(4) 保健事業に関する事務**

- (広域連合・市町村) 相互に連携し、後期高齢者の健康保持増進を図るため、心身の特性に応じた保健事業の実施

**(5) その他制度の運営に関する事務**

- (広域連合・市町村) 住民の正しい理解を得るため、広報活動や住民からの相談への対応

**第4 広域計画の期間及び改定**

平成29年度から平成33年度までの5年間